



山形県公報

平成17年3月22日(火)

号 外 (12)

目 次

条 例

- 議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条
例の一部を改正する条例…………… (議 会) … 9
- 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) …同
- 山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …10
- 議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条
例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
…………… (新行財政システム推進課) …同
- 山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する
条例…………… (同) …11
- 山形県個人情報保護条例等の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) …13
- 東田川郡庄内町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (市 町 村 課) …18
- 鶴岡市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (市 町 村 課) …19
- 山形県統計調査条例の一部を改正する条例…………… (統計企画課) …21
- 山形県郷土館条例の一部を改正する条例…………… (文化振興課) …同
- 山形県国際交流センター条例の一部を改正する条例…………… (同) …23
- 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例…………… (同) …24
- 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例…………… (同) …26
- 山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (学術振興課) …27
- 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県立自然博物館条例の一部を改正する条例…………… (環境保護課) …29
- 山形県志津野営場条例の一部を改正する条例…………… (同) …30
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を
改正する条例…………… (健康福祉企画課) …31
- 山形県介護学習センター条例の一部を改正する条例…………… (長寿社会課) …32
- 山形県立保護施設設置条例の一部を改正する条例…………… (障害福祉課) …33
- 山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例…………… (同) …34
- 山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例…………… (同) …36
- 山形県身体障害者保養所条例の一部を改正する条例…………… (同) …37
- 山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例…………… (同) …38
- 山形県結核診査協議会条例の一部を改正する条例…………… (保健業務課) …39
- 山形県薬事審議会条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県産業科学館条例の一部を改正する条例…………… (工業振興課) …40
- 山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例…………… (観光振興課) …同
- 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例…………… (同) …41

○山形県観光情報センター条例の一部を改正する条例……………	(同) ……44
○山形県漁港管理条例の一部を改正する条例……………	(生産流通課) ……同
○山形県卸売市場条例の一部を改正する条例……………	(同) ……45
○山形県牧野条例の一部を改正する条例……………	(同) ……46
○山形県改良普及員資格試験条例等を廃止する条例……………	(農業技術課) ……同
○山形県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例……………	(森 林 課) ……47
○山形県県民の森条例の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○山形県眺海の森条例の一部を改正する条例……………	(同) ……48
○山形県源流の森条例の一部を改正する条例……………	(同) ……49
○山形県遊学の森条例の一部を改正する条例……………	(同) ……50
○山形県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課) ……51
○山形県空港管理条例の一部を改正する条例……………	(交通基盤課) ……53
○山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例……………	(同) ……55
○山形県普通河川取締条例を廃止する条例……………	(河川砂防課) ……同
○山形県建築基準条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……同
○山形県特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………	(同) ……56
○山形県すまい情報センター条例の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○山形県高等学校奨学基金条例……………	(教 育 庁) ……57
○山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例 の一部を改正する条例……………	(同) ……58
○山形県文化財保護条例の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部を改正する条 例……………	(同) ……59
○山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例……………	(警 察 本 部) ……60
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一 部を改正する条例……………	(同) ……61
○山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	(企 業 局) ……同
○山形県駐車場料金条例の一部を改正する条例……………	(同) ……62
○山形県ゴルフ場料金条例の一部を改正する条例……………	(同) ……64

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第7号）（議会）
議会の議員の報酬を減額して支給する期間を平成19年4月29日まで延長することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（人事課）
 - 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（人事課）
 - 1 地域農業改良普及センターを総合支庁に併置しないこととした。（第2条第5項関係）
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇ 議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(県条例第10号) (人事課)

- 1 知事、副知事、出納長、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに関り、その者に係る山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例別表第2に規定する給料月額から、知事にあつては当該額に100分の20、副知事にあつては当該額に100分の10.5、出納長にあつては当該額に100分の6.5、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該額に100分の3.25をそれぞれ乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とすることとした。
(第2条関係)
- 2 教育長の給料の額は、特例期間に係るものに限り、山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第1項に規定する給料月額から当該額に100分の3.25を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。(第3条関係)
- 3 山形県職員等の給与に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の管理職手当の額は、特例期間に係るものに限り、山形県職員等の給与に関する条例第10条第1項の規定により算出した額から当該額に100分の13を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。(第4条関係)
- 4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 (県条例第11号) (新行財政システム推進課)

- 1 この条例は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならないこととした。(第2条関係)
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
 - (2) (1)に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 知事等は、2による申請があつたときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定することとした。(第3条関係)
 - (1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。
- 4 知事等は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならないこととした。(第4条関係)
- 5 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又はその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならないこととした。(第5条関係)

◇ 山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第12号)
(新行財政システム推進課)

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 その他所要の経過措置を定めることとした。

◇ 山形県個人情報保護条例等の一部を改正する条例 (県条例第13号) (新行財政システム推進課)

1 山形県個人情報保護条例の一部改正

- (1) 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることとした。(第2条第2号関係)
- (2) 犯罪の捜査に関する事務については、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)の作成を要しないこととした。(第4条第4項第2号関係)
- (3) 実施機関は、個人情報取扱事務の性質上その適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の記録項目、収集先その他規則で定める事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又は登録簿を作成しないことができることとした。(第4条第5項関係)
- (4) 実施機関が個人情報を本人以外のものから収集できる場合に、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときを加えることとした。(第5条第2項第5号関係)
- (5) 実施機関が思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集することができる場合に、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときを加えることとした。(第5条第3項第2号関係)
- (6) 実施機関が、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる場合に、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供する場合で、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるときを加えることとした。(第6条第1項第5号関係)
- (7) 実施機関が地方自治法第244条の2第3項の規定により個人情報を取り扱う事務を指定管理者に行わせる場合の個人情報の保護について、所要の措置を講ずることとした。(第9条第4項関係)
- (8) 開示することにより当該職員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報は、開示しないこととした。(第12条第1項第2号ロ関係)
- (9) 公安委員会及び警察本部長が行った開示等の決定に対して不服申立てがあった場合は、公安委員会は、山形県個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならないこととした。(第22条関係)
- (10) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、個人情報の開示等、不服申立て及び是正の申出に関する規定は、適用しないこととした。(第36条の2第2項関係)
- (11) 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、この条例の規定は、適用しないこととした。(第36条の2第3項関係)

2 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正

実施機関が指定管理者に行わせる個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者について罰則を適用することとした。

3 その他

この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(7)及び2の改正は、公布の日から施行することとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例(県条例第14号)(財政課)

- 1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。(第2条第1項第15号の表ホの項、同条第1項第173号、第174号、第200号、第202号、第203号、第206号、第215号の3、第216号の2～第216号の4、第216号の6、第216号の7、第219号及び第220号関係)

- (1) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

- のうち浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所に係るもの
- (2) 毒物及び劇物取締法施行令の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付等
- (3) 薬事法施行令の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査等
- 2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第231号及び第402号、同条第2項第3号の表イの項、同条第2項第4号の表イの項並びに同条第2項第5号関係）
- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験手数料
- (2) 特殊構造等の車両の通行許可申請手数料
- (3) 免許証交付手数料、免許証再交付手数料及び免許証更新手数料
- 3 船籍票の記載事項の変更書換え等の事務につき徴収する手数料を廃止することとした。（第2条第1項第331号～第337号関係）
- 4 児童福祉法の規定により保育士試験の実施に関する事務を指定試験機関に行わせることとした場合における保育士試験手数料は、当該指定試験機関に納めるものとし、当該指定試験機関に納められた保育士試験手数料は、その収入とすることとした。（第3条第7項関係）
- 5 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、3の改正は、同月2日から施行することとした。
- ◇ 東田川郡庄内町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第15号）（市町村課）
- 1 東田川郡庄内町の設置に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成17年7月1日から施行することとした。
- ◇ 鶴岡市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第16号）（市町村課）
- 1 鶴岡市の設置に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成17年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県統計調査条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（統計企画課）
- 1 民法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県郷土館条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（文化振興課）
- 1 山形県郷土館の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県国際交流センター条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（文化振興課）
- 1 山形県国際交流センターの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（文化振興課）
- 1 学習室等の使用の許可を受けた者から使用料を徴収することとした。（第5条第1項及び別表関係）
- 2 山形県男女共同参画センターの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（文化振興課）
- 1 置賜文化ホールの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（学術振興課）
- 1 県立大学の授業料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（学術振興課）
- 1 山形県生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立自然博物館条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（環境保護課）
- 山形県立自然博物館の管理を指定管理者に行わせることができることとした。

- ◇ 山形県志津野営場条例の一部を改正する条例 (県条例第25号) (環境保護課)
 - 1 山形県志津野営場の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第26号) (健康福祉企画課)
 - 1 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護学習センター条例の一部を改正する条例 (県条例第27号) (長寿社会課)
 - 1 山形県介護学習センターの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立保護施設設置条例の一部を改正する条例 (県条例第28号) (障害福祉課)
 - 1 保護施設を利用する者から県が徴収する使用料について規定することとした。(第3条関係)
 - 2 山形県立保護施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 3 その他
 - (1) この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
 - (2) 山形県立保護施設使用料条例を廃止することとした。(改正条例附則第2項関係)
- ◇ 山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例 (県条例第29号) (障害福祉課)
 - 1 身体障害者更生援護施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例 (県条例第30号) (障害福祉課)
 - 1 知的障害者援護施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県身体障害者保養所条例の一部を改正する条例 (県条例第31号) (障害福祉課)
 - 1 山形県身体障害者保養所東紅苑の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例 (県条例第32号) (障害福祉課)
 - 1 山形県福祉休養ホーム寿海荘の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県結核診査協議会条例の一部を改正する条例 (県条例第33号) (保健業務課)
 - 1 結核予防法第48条第2項の規定に基づき、次に掲げる保健所ごとに、それぞれ次に定める結核の審査に関する協議会(以下「協議会」という。)を置くこととした。(第1条関係)
 - (1) 村山保健所及び置賜保健所 村山・置賜結核診査協議会
 - (2) 最上保健所及び庄内保健所 最上・庄内結核診査協議会
 - 2 協議会は、委員6人で組織することとし、その任期は、2年とすることとした。(第2条第1項及び第2項関係)
 - 3 協議会に委員長を置き、委員の互選によって定めることとした。(第3条第1項関係)
 - 4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県薬事審議会条例の一部を改正する条例 (県条例第34号) (保健業務課)
 - 1 薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県産業科学館条例の一部を改正する条例 (県条例第35号) (工業振興課)
 - 1 山形県産業科学館の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例 (県条例第36号) (観光振興課)
 - 1 国民宿舎の管理を指定管理者に行わせることができることとした。

- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例（県条例第37号）（観光振興課）
- 1 山形県県民の海・プールの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県観光情報センター条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（観光振興課）
- 1 山形県観光情報センターの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（生産流通課）
- 1 由良漁港及び堅苔沢漁港の一部の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県卸売市場条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（生産流通課）
- 1 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事項を業務規程の記載事項とすることとした。（第2条第2項第5号関係）
- 2 卸売業者が、自己の計算において卸売をしてはならないとする規制を廃止することとした。（第15条関係）
- 3 卸売業者が、販売の委託の引受けについて、その委託業者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならないとする規制を廃止することとした。（第17条関係）
- 4 その他
- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3の改正は、平成21年4月1日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項及び第3項関係）
- ◇ 山形県牧野条例の一部を改正する条例（県条例第41号）（生産流通課）
- 1 山形県立蔵王西部牧場の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県改良普及員資格試験条例等を廃止する条例（県条例第42号）（農業技術課）
- 1 改良普及員資格試験を廃止することとした。
- 2 地域農業改良普及センターを廃止することとした。
- 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例（県条例第43号）（森林課）
- 1 林業改良指導員資格試験を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県民の森条例の一部を改正する条例（県条例第44号）（森林課）
- 1 山形県県民の森の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県眺海の森条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（森林課）
- 1 山形県眺海の森の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県源流の森条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（森林課）
- 1 山形県源流の森の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県遊学の森条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（森林課）
- 1 山形県遊学の森の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（都市計画課）
- 1 都市公園の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第49号）（交通基盤課）

- 1 庄内空港における航空機の離着陸時の制限重量を30トンとすることとした。(第4条第1項関係)
 - 2 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成18年3月31日まで延長することとした。(附則第3項関係)
 - 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (県条例第50号) (交通基盤課)
- 1 港湾施設の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成17年5月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例 (県条例第51号) (交通基盤課)
- 1 山形県ふるさと交流広場の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例 (県条例第52号) (交通基盤課)
- 1 米沢ヘリポートの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県普通河川取締条例を廃止する条例 (県条例第53号) (河川砂防課)
- 1 普通河川に係る県の規制を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県建築基準条例の一部を改正する条例 (県条例第54号) (建築住宅課)
- 1 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (県条例第55号) (建築住宅課)
- 1 特定優良賃貸住宅の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県すまい情報センター条例の一部を改正する条例 (県条例第56号) (建築住宅課)
- 1 山形県すまい情報センターの管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県高等学校奨学基金条例 (県条例第57号) (教育庁)
- 1 山形県高等学校奨学金貸与条例に規定する奨学金を貸与する事業(以下「奨学金貸与事業」という。)の円滑な運営を図るため、山形県高等学校奨学基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
 - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
 - 5 基金は、奨学金貸与事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
 - 6 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第58号) (教育庁)
- 1 学校職員の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県文化財保護条例の一部を改正する条例 (県条例第59号) (教育庁)
- 1 文化財保護法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部を改正する条例（県条例第60号）（教育庁）
- 1 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第61号）（警察本部）
- 1 警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（県条例第62号）（警察本部）
- 店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止する地域、店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限する地域、無店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限する地域及び映像送信型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限する地域を市町村の配置分合後においても従前のおりとする事とした。
- ◇ 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第63号）（企業局）
- 1 県民ゴルフ場及び山形県営駐車場の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県駐車場料金条例の一部を改正する条例（県条例第64号）（企業局）
- 1 指定管理者が山形県営駐車場の管理を行う場合の管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県ゴルフ場料金条例の一部を改正する条例（県条例第65号）（企業局）
- 1 指定管理者が県民ゴルフ場の管理を行う場合の管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

条 例

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第7号

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年3月31日」を「平成19年4月29日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第8号**山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例**

山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第13条の9の見出しを「(農林漁業普及指導手当)」に改め、同条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第18条の2第4号を次のように改める。

(4) 農林漁業普及指導手当

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第9号**山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

山形県行政機関の設置等に関する条例(昭和44年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「並びに山形県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域に関する条例(昭和33年7月県条例第28号)第1条の地域農業改良普及センター」を削る。

第4条中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第10号**議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成14年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成14年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成17年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「100分の15」を「100分の20」に、「100分の8」を「100分の10.5」に、「100分の5」を「100分の6.5」に、「100分の2.5」を「100分の3.25」に改める。

第3条中「100分の2.5」を「100分の3.25」に改める。

第4条中「100分の10」を「100分の13」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第11号**山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例**

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

（指定管理者の指定等の公示）

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

（原状回復義務）

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第12号

山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成10年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき県が公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものの監査については、なお従前の例による。

山形県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第13号

山形県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(山形県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「監査委員」を「監査委員、公安委員会、警察本部長」に改める。

第4条第4項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 犯罪の捜査に関する事務

第4条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報取扱事務の性質上その適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該個人情報取扱事務について第1項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又は登録簿を作成しないことができる。

第5条第2項第8号中「次項第2号及び次条第1項第7号」を「次項第3号及び次条第1項第8号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「、地方独立行政法人」を「又は地方独立行政法人」に改め、「又は実施機関以外の県の機関」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

第5条第3項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

第6条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供する場合で、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるとき。

第9条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、実施機関が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、個人情報を取り扱う事務を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる場合について準用する。

第12条第1項第2号口中「氏名に関する情報」を「氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報」に改める。

第22条中「企業管理者」を「警察本部長が処分をした場合にあっては公安委員会、企業管理者」に、「、知事」を「知事」に改める。

第26条第1項中「第5条第2項第8号及び第3項第2号並びに第6条第1項第7号」を「第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号」に改める。

第34条の3中「第4項第2号」を「第4項第3号」に、「第13条第5項」を「第12条第1項第2号口、第13条第5項」に改める。

第36条の2に次の2項を加える。

2 第2章第2節、第22条及び第23条の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

3 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成16年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4章の次に1章を加える改正規定中「取り扱う事務」を「取り扱う事務（実施機関が指定管理者に行わせる個人情報を取り扱う事務を含む。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県個人情報保護条例第9条に1項を加える改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公安委員会及び警察本部長により行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の山形県個人情報保護条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該」とあるのは、「速やかに、」とする。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第14号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号の表ニの項中「岩盤タンク」を「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンク」に改め、同表中ルの項をヲの項とし、ヌの項をルの項とし、リの項をヌの項とし、チの項をリの項とし、トの項をチの項とし、への項をトの項とし、ホの項をへの項とし、ニの項の次に次のように加える。

ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,230,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,460,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,630,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	2,010,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,330,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,760,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	6,120,000円

危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,440,000円
---------------------------	------------

第2条第1項第18号中「（平成12年自治省令第5号）」を削り、同項第173号中「劇物の販売業」を「劇物の製造業、輸入業又は販売業」に、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付手数料」に改め、同項第174号中「劇物の販売業」を「劇物の製造業、輸入業又は販売業」に、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付手数料」に改め、同項第198号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項第199号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第200号中「第15条の4」を「第80条」に、「製造業の許可」を「製造販売業の許可の更新」に、「医薬品等製造業許可申請手数料」を「医薬品等製造販売業許可更新申請手数料」に、「区分に」を「許可の区分に」に改め、同号の表を次のように改める。

区 分	金 額
イ 第一種医薬品製造販売業許可（ハの項に掲げるものを除く。）	123,800円
ロ 第二種医薬品製造販売業許可（ハの項に掲げるものを除く。）	113,400円
ハ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可	4,800円
ニ 医薬部外品製造販売業許可（ホの項に掲げるものを除く。）	113,400円
ホ 薬事法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売に係る許可	51,900円
ヘ 化粧品製造販売業許可	51,900円
ト 第一種医療機器製造販売業許可	123,800円
チ 第二種医療機器製造販売業許可	113,400円
リ 第三種医療機器製造販売業許可	68,800円

第2条第1項中第201号を削り、第201号の2を第201号とし、第204号から第206号までを削り、第203号中「第15条の4」を「第80条」に、「第14条第6項（同法第23条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品等の製造又は輸入」を「第14条第9項に規定する医薬品等の製造販売」に、「医薬品等の製造又は輸入の承認事項の一部変更の承認の申請手数料」を「医薬品等の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請手数料」に、「区分に」を「医薬品等の区分に」に改め、同号の表を次のように改める。

区 分	金 額
イ 医療用医薬品（ロの項及びハの項に掲げるものを除く。）	108,900円
ロ 日本薬局方に収められている医薬品（ハの項に掲げるものを除く。）	24,200円

ハ 薬局製造販売医薬品	100円
ニ イの項からハの項までに掲げる医薬品以外の医薬品	35,800円
ホ 医薬部外品	25,700円
へ 医療機器	70,700円

第2条第1項中第203号を第206号とし、第202号の2を第205号とし、第202号を削り、第201号の3を第204号とし、同号の前に次の2号を加える。

(202) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第 13条第3項に規定する医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査
 医薬品等製造業許可更新申請手数料
 次の表の左欄に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
イ 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造に係る許可（ロの項、ハの項及びへの項に掲げるものを除く。）	53,100円
ロ 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造（無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（ハの項及びへの項に掲げるものを除く。）	49,700円
ハ 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造（医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可（への項に掲げるものを除く。）	29,800円
ニ 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造に係る許可（ホの項及びへの項に掲げるものを除く。）	49,700円
ホ 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造（医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可（への項に掲げるものを除く。）	29,800円
へ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可	6,300円
ト 医薬部外品の製造に係る許可（チの項及びリの項に掲げるものを除く。）	53,100円
チ 医薬部外品の製造（無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（リの項に掲げるものを除く。）	30,600円
リ 医薬部外品の製造（医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管	24,600円

のみを行うものに限る。)に係る許可	
ヌ 化粧品製造に係る許可 (ルの項に掲げるものを除く。)	30,600円
ル 化粧品製造 (化粧品製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可	24,600円
ヲ 医療機器製造に係る許可 (ワの項及びカの項に掲げるものを除く。)	53,100円
ワ 医療機器製造 (滅菌医療機器以外の医療機器製造工程の全部又は一部を行うものに限る。)に係る許可 (カの項に掲げるものを除く。)	49,700円
カ 医療機器製造 (医療機器製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可	29,800円

(203) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料 次の表の左欄に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
イ 医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)の製造に係る許可 (ロの項及びハの項に掲げるものを除く。)	77,400円
ロ 医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)の製造 (無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。)に係る許可 (ハの項に掲げるものを除く。)	66,200円
ハ 医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)の製造 (医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可	34,700円
ニ 医薬品 (体外診断用医薬品に限る。)の製造に係る許可 (ホの項に掲げるものを除く。)	66,200円
ホ 医薬品 (体外診断用医薬品に限る。)の製造 (医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可	34,700円
ヘ 医薬部外品の製造に係る許可 (トの項及びチの項に掲げるものを除く。)	72,900円
ト 医薬部外品の製造 (無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。)に係る許可 (チの項に掲げるものを除く。)	37,000円

チ 医薬部外品の製造（医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	26,800円
リ 化粧品の製造に係る許可（ヌの項に掲げるものを除く。）	37,000円
ヌ 化粧品の製造（化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	26,800円
ル 医療機器の製造に係る許可（ヲの項及びワの項に掲げるものを除く。）	77,400円
ヲ 医療機器の製造（滅菌医療機器以外の医療機器の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（ワの項に掲げるものを除く。）	66,200円
ワ 医療機器の製造（医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	34,700円

第2条第1項第211号中「第30条」を「第30条第1項」に改め、同項第215号の2の次に次の1号を加える。

(215)の3 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査
 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料 14,000円

第2条第1項第216号中「第39条の規定に基づく医療用具」を「第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器」に、「医療用具の販売業又は賃貸業の届出済証明書の交付手数料」を「管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出済証明書の交付手数料」に改め、同項中第216号の2を第216号の5とし、同号の次に次の2号を加える。

(216)の6 薬事法施行令第5条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付手数料 2,100円

(216)の7 薬事法施行令第6条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の再交付手数料 3,000円

第2条第1項第216号の次に次の3号を加える。

(216)の2 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第40条の2第2項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査
 医療機器修理業許可申請手数料 67,300円

(216)の3 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第40条の2第3項に規定する医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査
 医療機器修理業許可更新申請手数料 46,300円

(216)の4 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第40条の2第5項に規定する医療機器の修理業の許可に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査
 医療機器修理業の許可に係る修理区分の変更又は追加の許可申請手数料 20,900円

第2条第1項第217号中「第1条の4の3第4項（同令第1条の7において準用する場合を含む。）」を「第12条第4項」に、「同令第1条の4の3第2項の規定に基づく医薬品等の製造業又は輸入販売業」を「同条第2項の規定に基づく医薬品等の製造業」に、「医薬品等の製造業又は輸

入販売業の許可証の書換え交付手数料」を「医薬品等の製造業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同項第218号中「第1条の4の4第5項(同令第1条の7において準用する場合を含む。)」を「第13条第5項」に、「同令第1条の4の4第2項の規定に基づく医薬品等の製造業又は輸入販売業」を「同条第2項の規定に基づく医薬品等の製造業」に、「医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付手数料」を「医薬品等の製造業の許可証の再交付手数料」に改め、同項第219号中「第3条第2項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業」を「第45条第2項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に、「薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付手数料」を「薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同項第220号中「第4条第2項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業」を「第46条第2項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に、「薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付手数料」を「薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付手数料」に改め、同項第231号中「6,500円」を「7,000円」に改め、同項第331号から第337号までを次のように改める。

(331)から(337)まで 削除

第2条第1項第363号中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同項第379号中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同項第380号中「複数建築物に関する特例」を「一の敷地とみなすこと」に、「総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料」を「一団地の建築物の特例認定申請手数料」に、「2である」を「1又は2である」に改め、同項第381号中「複数建築物に関する特例」を「一の敷地とみなすこと」に改め、同項第382号中「基づく同一敷地内認定建築物」を「基づく一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」に、「同一敷地内認定建築物を」を「一敷地内認定建築物を」に改め、同項第383号中「基づく複数建築物」を「基づく一の敷地とみなすこと等」に、「複数建築物の認定の取消し申請手数料」を「一の敷地とみなすこと等の認定の取消し申請手数料」に改め、同項第402号中「1,500円」を「1通行経路につき200円」に改め、同条第2項第3号の表イの項中「1,750円」を「1,650円」に改め、同条第2項第4号の表イの項中「3,350円」を「3,200円」に改め、同条第2項第5号中「2,250円」を「2,100円」に改める。

第3条中第12項を第13項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 児童福祉法第18条の9第1項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を同項に規定する指定試験機関に行わせることとした場合における保育士試験手数料は、当該指定試験機関に納めるものとする。この場合において、当該指定試験機関に納められた保育士試験手数料は、その収入とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第331号から第337号までの改正規定は同月2日から、同項第363号及び第379号から第383号までの改正規定は規則で定める日から施行する。

東田川郡庄内町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第15号

東田川郡庄内町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年6月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中

山 形 県 余目警察署	東田川郡 余 目 町	東田川郡のうち 余目町及び立川町
----------------	---------------	---------------------

 を

山 形 県 庄内警察署	東田川郡 庄 内 町	東田川郡庄内町
----------------	---------------	---------

 に改める。

(山形県県立学校設置条例の一部改正)

第2条 山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中

山形県立庄内総合高等学校	東田川郡余目町
山形県立山添高等学校	東田川郡榺引町

 を

山形県立山添高等学校	東田川郡榺引町
山形県立庄内総合高等学校	東田川郡庄内町

 に改める。

(山形県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項の表中「東田川郡立川町、同郡余目町、同郡羽黒町」を「東田川郡羽黒町」に、「同郡朝日村」を「同郡朝日村、同郡庄内町」に改める。

(山形県行政機関の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 山形県行政機関の設置等に関する条例（昭和44年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表及び第7条第1項の表中

東田川郡余目町

 を

東田川郡庄内町

 に改める。

(山形県流域下水道設置条例の一部改正)

第5条 山形県流域下水道設置条例（昭和62年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「東田川郡立川町、同郡余目町、同郡藤島町及び同郡三川町」を「東田川郡藤島町、同郡三川町及び同郡庄内町」に改める。

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第6条 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第6項市町村の欄中「立川町、朝日村」を「朝日村、庄内町」に改め、同表第13項市町村の欄、第16項市町村の欄及び第24項市町村の欄中「、余目町」を削り、「三川町」を「三川町、庄内町」に改める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

鶴岡市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第16号

鶴岡市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

（警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正）

第1条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年6月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中	鶴岡市	鶴岡市 東田川郡のうち 藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町及び朝日村	を
	西田川郡 温海町	西田川郡温海町	

鶴岡市	鶴岡市（山形県温海警察署の管轄区域を除く。） 東田川郡三川町	に改める。
鶴岡市	鶴岡市のうち 平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域	

（山形県県立学校設置条例の一部改正）

第2条 山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中「西田川郡温海町」、「東田川郡藤島町」及び「東田川郡櫛引町」を「鶴岡市」に改める。

（山形県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項の表中「東田川郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、同郡庄内町」を「東田川郡庄内町」に改める。

（山形県行政機関の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 山形県行政機関の設置等に関する条例（昭和44年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表、第4条の表、第4条の2の表、第5条第2項の表及び第7条第1項の表中「、西田川郡」を削る。

（山形県港湾施設管理条例の一部改正）

第5条 山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第26条中「温海町」を「鶴岡市」に改める。

（山形県福祉休養ホーム条例の一部改正）

第6条 山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「西田川郡温海町」を「鶴岡市」に改める。

（山形県流域下水道設置条例の一部改正）

第7条 山形県流域下水道設置条例（昭和62年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「酒田市、東田川郡藤島町、同郡三川町」を「鶴岡市、酒田市、東田川郡三川町」に改める。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第8条 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第6項市町村の欄中「、朝日村」を削り、同表第13項市町村の欄、第16項市町村の欄及び第24項市町村の欄中「、藤島町、櫛引町」及び「、温海町」を削り、同表第36項市

町村の欄を次のように改める。

鶴岡市

附 則

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令、条例若しくは規則の規定により知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において第8条の規定による改正後の山形県事務処理の特例に関する条例の規定により鶴岡市の長が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、鶴岡市の長がした処分その他の行為又は鶴岡市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

山形県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第17号

山形県統計調査条例の一部を改正する条例

山形県統計調査条例（昭和28年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「能力」を「行為能力」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第18号

山形県郷土館条例の一部を改正する条例

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「県は」を「県は、第9条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が郷土館の管理を行う場合を除き」に、「定める」を「掲げる施設等の種別に応じ、同表に定める額の範囲内で知事が定める額の」に改める。

第7条ただし書中「が次の各号のいずれかに該当する場合に限り」を「の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは」に改め、同条各号を削る。

第9条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「財団法人山形県生涯学習文化財団に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第10条を第14条とし、第9条の次に次の4条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、郷土館の管理を行うものとする。

- (1) 1日当たりの開館時間は、7時間30分以上とすること。ただし、8月4日から8月15日までの日にあつては、9時間30分以上とすること。
- (2) 第3条第1項の許可をして施設等を使用させることができる時間は、午前9時から午後9時

までとすること。

(3) 休館日は、年間60日以下とすること。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日以外の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、休館日としないこと。

(4) その他郷土館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第3号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて郷土館の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に郷土館を開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 郷土館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 郷土館の運営に関する業務

(3) 第3条第1項の規定による施設等の使用の許可に関する業務

(4) 第5条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、郷土館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第9条の規定により指定管理者が郷土館の管理を行う場合における第3条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第12条 第9条の規定により指定管理者が郷土館の管理を行う場合にあつては、使用者は、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる施設等の種別に応じ、同表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1第1項第1号中「、第3会議室、第4会議室、第5会議室」を削る。

別表第2第1項中「施設使用料」を「施設」に改め、「次に掲げる施設の種別に応じ、使用時間の区分及び使用時間数を勘案してそれぞれ次に掲げる金額の範囲内で各施設ごとに知事が定める

額」を削り、同項の表中	260円から550円まで	を	400円	に改め、
	140円から470円まで		470円	
	1,710円から2,570円まで		2,570円	
	800円から1,200円まで		1,200円	

同表の備考第1項中「額の範囲内で知事が定める」を削り、同備考第3項中「の使用料の額」及び

4 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に50円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

別表第2第1項の表の備考に次の1項を加える。

5 ホールの使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に410円を加算した額とする。

別表第2第2項中「設備使用料」を「設備」に改め、「次に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で、各設備ごとに知事が定める額」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県郷土館の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県国際交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第19号

山形県国際交流センター条例の一部を改正する条例

山形県国際交流センター条例（平成12年10月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県国際交流センター」を「山形県国際交流センター（以下「センター」という。）」に改める。

第2条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「山形県国際交流センター」を「センター」に、「財団法人山形県国際交流協会に委託する」を「法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる」に改める。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

- (1) 1日当たりの開館時間は、8時間以上とすること。
- (2) 休館日は、年間69日以下とすること。
- (3) その他センターの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けてセンターを臨時に開館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 山形県国際交流センターの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第20号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

山形県男女共同参画センター条例(平成13年3月県条例第12号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「施設」を「学習室等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 知事は、保育設備付き学習室については、次の各号のいずれかに該当する者に限りその使用を許可するものとする。

(1) 学習室に係る第1項の許可又は山形県生涯学習センター条例(平成2年7月県条例第25号)別表に掲げる施設に係る同条例第2条第1項の許可を受けている者

(2) 親子と一緒に学習する目的で使用する者

第3条中「施設」を「学習室等」に改める。

第4条中「者」を「者(以下「使用者」という。)」に、「施設」を「学習室等」に改める。

第6条を第12条とし、同条の前に次の4条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

(1) センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとすること。ただし、午後7時以降の利用者がいない場合は、午前9時から午後7時までとすることができる。

(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

イ 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日である場合を除く。)及び毎月の第3日曜日

ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他センターの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時にセンターを開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) センターの運営に関する業務

(3) 第2条第1項の規定による学習室等の使用の許可に関する業務

(4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び学習室等の使用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあつては、使用者は、学習室等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第11条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で学習室等を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「財団法人山形県生涯学習文化財団に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（使用料の徴収）

第5条 県は、第7条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）がセンターの管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

- 2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第6条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で学習室等を使用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表

名称	単位	金額
学習室	1室1時間当たり	580円
保育設備付き学習室	1室1時間当たり	240円

備考

- 1 使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室等を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 4 保育設備付き学習室について、使用者が第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県男女共同参画センターの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第21号

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例

置賜文化ホール条例(平成13年7月県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第9条を第14条とする。

第8条中「米沢市」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第7条中「米沢市」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第6条第1項中「使用者」を「第8条の規定により指定管理者が文化ホールの管理を行う場合にあっては、使用者」に、「米沢市」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「米沢市が定める」を「指定管理者が定めるものとする」に改め、同条第3項中「公示する」を「公示するものとする」に改め、同条第4項中「米沢市」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、文化ホールの管理を行うものとする。

(1) 文化ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとすること。ただし、午後5時以降の使用者がいないときは、午前9時から午後5時までとすることができる。

(2) 文化ホールの休館日は、次に掲げるとおりとすること。

イ 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他文化ホールの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて文化ホールを臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 文化ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 文化ホールの運営に関する業務

(3) 第2条第1項の規定による施設等の使用の許可に関する業務

(4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、文化ホールの管理に関し知事が必要と認める業務

2 第8条の規定により指定管理者が文化ホールの管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第5条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「米沢市に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(使用料の徴収)

第5条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が文化ホールの管理を行う場合を除き、使用者から別表第2に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

(使用料の免除)

第6条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 第5条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部

又は一部を還付することができる。

別表第2第1項中「施設利用料金」を「施設」に改め、同項の表中

「利用料金の上限額」を「金額」に改め、同表の

備考を次のように改める。

備考

- 1 多目的ホール及び会議室の利用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- 2 利用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっては、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 3 多目的ホールを準備又は練習のために使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 4 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。
- 5 この表に掲げる施設の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に、次の各号に掲げる施設の種別に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 多目的ホール 4,510円
 - (2) 楽屋 470円
 - (3) 練習室 90円
 - (4) 会議室 710円

別表第2第2項中「設備利用料金」を「設備」に改め、同項の表中

「1時間当たりの利用料金の上限額」を「1時間当たりの金額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 置賜文化ホールの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第22号

山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立大学の授業料等徴収条例（昭和38年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表授業料の欄中「520,800円」を「535,800円」に、「28,900円」を「29,700円」に、「14,400円」を「14,800円」に、「379,200円」を「390,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第23号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例(平成2年7月県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの」を「もの(以下「施設等」という。)」に改める。

第3条及び第4条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条第1項中「県は」を「県は、第7条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)がセンターの管理を行う場合を除き」に、「使用料」を「額の範囲内で知事が定める額の使用料」に改め、同条第2項中「を減免する」を「の全部又は一部を免除する」に改める。

第6条の見出しを「(使用料の不還付)」に改め、同条中「納付した」を「前条の規定により徴収した」に改め、同条ただし書中「次の各号の一に該当する場合に限り」を「使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは」に改め、同条各号を削る。

第7条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「財団法人山形県生涯学習文化財団に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

(1) センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとすること。ただし、午後7時以降の使用者がいない場合は、午前9時から午後7時までとすることができる。

(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

イ 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日である場合を除く。)及び毎月第3日曜日

ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他センターの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時にセンターを開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 第2条第1項の規定による施設等の使用の許可に関する業務

(3) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあつては、使用者は、施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、博物館の管理を行うものとする。

(1) 博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンター（以下「センター」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとすること。

イ 11月1日から翌年の4月30日までの日

ロ 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) センターの1日当たりの開館時間は、7時間以上とし、午後5時以降は閉館すること。

(3) その他博物館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの開館時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けてセンターを臨時に開館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 博物館の運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の管理に関し知事が必要と認める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第25号

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「施設」を「テントサイト」に改める。

第3条及び第4条中「施設」を「テントサイト」に改める。

第5条第1項中「県は」を「県は、第7条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が野営場の管理を行う場合を除き」に改める。

第6条中「施設」を「テントサイト」に改める。

第7条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「西川町に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、野営場の管理を行うものとする。

(1) 6月1日から10月31日までの間は、休場しないこと。

(2) テントサイトの利用時間は、午前10時から翌日の午前10時までの範囲内とすること。

(3) その他野営場の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて野営場の休場日及び利用時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休場日及び利用時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に野営場を開場し、又は休場することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 野営場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 野営場の運営に関する業務
- (3) 第2条第1項の規定によるテントサイトの使用の許可に関する業務
- (4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及びテントサイトの使用の停止に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、野営場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第7条の規定により指定管理者が野営場の管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により野営場の管理を指定管理者が行う場合にあっては、使用者は、テントサイトの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第5条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由でテントサイトを使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県志津野営場の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第26号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 円 450 </div>	を	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 円 590 </div>	に、				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">6,400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">38,850</td></tr> </table>	6,400	38,850	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">7,030</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">42,940</td></tr> </table>	7,030	42,940	に、
6,400								
38,850								
7,030								
42,940								

飲料水	省略試験	1件	6,510	を	
	複雑なもの	〃	32,440		
飲料水省略試験		1件	6,510	に、	
1,360	を	1,470	に、	5,880	を
1,990		2,200			
3,880		4,200			
6,400	に、	10,500	を	11,550	に改

める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県介護学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第27号

山形県介護学習センター条例の一部を改正する条例

山形県介護学習センター条例（平成12年10月県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県介護学習センター」を「山形県介護学習センター（以下「センター」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（指定管理者）

第2条 センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

- (1) センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとすること。
- (2) センターの休館日は、次のとおりとすること。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、知事が定めるところにより、閉館時間又は休館日にセンターを開館するものとする。この場合においては、指定管理者は、当該開館した時間に相当する時間の範囲内において、センターを休館することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時にセンター

を開館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (2) センターの運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県介護学習センターの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県立保護施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第28号

山形県立保護施設設置条例の一部を改正する条例

山形県立保護施設設置条例（昭和36年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立保護施設条例

第1条中「昭和25年法律第144号」を「昭和25年法律第144号。以下「法」という。」に、「山形県立保護施設」を「山形県立保護施設（以下「保護施設」という。）」に改める。

第2条中「山形県立保護施設」を「保護施設」に改める。

第3条を次のように改める。

（使用料の徴収等）

第3条 県は、第5条の規定により保護施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合を除き、保護施設を利用する者（法第30条第1項ただし書の規定により入所した被保護者で次項第1号に掲げる額に相当する額の生活扶助等の給付を受けているものを除く。以下「利用者」という。）から、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した生活扶助に相当する額と法第70条第1号ロに規定する保護施設事務費に相当する額との合計額

(2) 法第30条第1項ただし書の規定により入所した被保護者が受ける生活扶助等の給付の金額

3 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

第4条を第10条とし、第3条の次に次の6条を加える。

（使用料の不還付）

第4条 前条第1項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由で保護施設を利用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者）

第5条 保護施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第6条 指定管理者は、法第39条の規定により厚生労働大臣が定める基準、法第46条第1項の規定により知事が定める管理規程その他知事が必要と認める基準に従い、保護施設の管理を行うものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保護施設の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 保護施設の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保護施設の管理に関し知事が必要と認める業務
(利用料金)

第8条 第5条の規定により保護施設の管理を指定管理者が行う場合にあつては、利用者は、当該保護施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第3条第1項の使用料の額と同額とする。
- 3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 4 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で保護施設を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(山形県立保護施設使用料条例の廃止)

- 2 山形県立保護施設使用料条例(昭和39年3月県条例第14号)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 山形県立保護施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第29号

山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例

山形県身体障害者更生援護施設条例(昭和48年3月県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

第8条中「使用者」を「ふれあいの家を使用する者(以下「使用者」という。)」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の徴収等)

第10条 県は、次条の規定によりふれあいの家の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行う場合を除き、使用者から、使用開始可能日からふれあいの家の使用を終了する日までの間につき、使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる使用者の1月当たりの収入の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、使用開始可能日が月の中途にある場合又はふれあいの家の使用を月の中途で終了する場合の当該月に係る使用料の額は、日割計算によるものとする。
 - (1) 160,000円以上 1室1月につき20,900円
 - (2) 130,000円以上160,000円未満 1室1月につき16,500円
 - (3) 100,000円以上130,000円未満 1室1月につき13,500円

(4) 70,000円以上100,000円未満 1室1月につき10,500円

(5) 70,000円未満 1室1月につき7,500円

3 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 使用者は、毎月末日（ふれあいの家の使用を月の途中で終了する場合は、当該使用を終了する日）までにその月分の使用料を納付しなければならない。

5 県は、次条の規定により山形県立梓園、山形県立鶴峰園及び山形県立ワークショップ明星園（以下「身体障害者更生施設等」という。）の管理を指定管理者が行う場合を除き、身体障害者更生施設等において次の各号に掲げる支援等を受けた者（法第18条第1項の規定による措置に係る者を除く。）から、それぞれ当該各号に定める額の使用料を徴収する。

(1) 法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス及び同条第4項に規定する身体障害者短期入所 法第17条の4第2項第1号に掲げる額

(2) 法第5条第3項に規定する身体障害者更生施設支援及び同条第5項に規定する身体障害者授産施設支援 法第17条の10第2項第1号に掲げる額

第11条及び第12条を次のように改める。

（指定管理者）

第11条 第1条の施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、第1条の施設の管理を、次に掲げる基準に従い行うものとする。

(1) 山形県立ワークショップ明星園（以下「明星園」という。）は、午前9時から午後5時までの時間は、閉館時間としないこと。

(2) 明星園は、次に掲げる日以外は休館日としないこと。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 山形県立点字図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとすること。

(4) 図書館の休館日は、第2号イからハまでに掲げる日とすること。

(5) 法第17条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、同条第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準、法第17条の26に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準及び法第28条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準

(6) その他第1条の施設の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて明星園の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時にその管理する明星園及び図書館を開館し、又は休館することができる。

第13条中「山形県立点字図書館の管理その他」を削り、同条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第1条の施設の施設等の維持管理に関する業務

(2) 第1条の施設の運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の施設の管理に関し知事が必要と認める業務（利用料金）

- 第14条 第11条の規定により指定管理者がふれあいの家の管理を行う場合にあつては、使用者は、ふれあいの家の使用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 前項の料金は、第10条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、第1項の料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、第1項の料金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第11条の規定により指定管理者が身体障害者更生施設等の管理を行う場合にあつては、当該身体障害者更生施設等において第10条第5項各号に掲げる支援等を受けた者（法第18条第1項の規定による措置に係る者を除く。）は、それぞれ当該各号に定める額の料金を当該指定管理者に支払わなければならない。
- 7 第4項の規定は、前項の料金について準用する。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 身体障害者更生援護施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第30号

山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

山形県知的障害者援護施設条例（昭和48年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条を第7条とする。

第3条第1項中「第1条に掲げる知的障害者援護施設において次の各号」を「第3条の規定により指定管理者が第1条の施設の管理を行う場合にあつては、当該施設において第2条各号」に改め、「（昭和22年法律第164号）」を削り、「管理受託者」を「当該指定管理者」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第4条 指定管理者は、法第15条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、同条第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準、法第15条の26に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準、法第21条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準その他知事が必要と認める基準に従い、第1条の施設の管理を行うものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条の施設の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 第1条の施設の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の施設の管理に関し知事が必要と認める業務

第2条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「前条」を「第1条」に、「社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下「管理受託者」という。）に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（使用料の徴収）

第2条 県は、次条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が前条の施設の管理を行う場合を除き、当該施設において次の各号に掲げる支援

等を受けた者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の25第1項及び法第15条の32第1項の規定による措置に係る者を除く。）から、それぞれ当該各号に定める額の使用料を徴収する。

- (1) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所 同法第21条の10第2項第1号に掲げる額
- (2) 法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービス及び同条第4項に規定する知的障害者短期入所 法第15条の5第2項第1号に掲げる額
- (3) 法第5条第3項に規定する知的障害者更生施設支援及び同条第4項に規定する知的障害者授産施設支援 法第15条の11第2項第1号に掲げる額

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 知的障害者援護施設の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県身体障害者保養所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第31号

山形県身体障害者保養所条例の一部を改正する条例

山形県身体障害者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保養所を使用した者」を「県は、次条の規定により保養所の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合を除き、保養所を利用した者（以下「利用者」という。）」に改め、同条第2項中「額を減免する」を「全部又は一部を免除する」に改める。

第3条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第4条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、保養所の管理を行うものとする。

- (1) 利用時間は、宿泊、休憩及び会議のそれぞれの利用区分ごとに定めること。
- (2) 保養所の管理上やむを得ない場合を除き、休館しないこと。
- (3) その他知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて保養所の利用時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用時間を公示するものとする。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に保養所を休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保養所の施設等の維持管理に関する業務
 - (2) 保養所の運営に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、保養所の管理に関し知事が必要と認める業務
- （利用料金）

第6条 第3条の規定により保養所の管理を指定管理者が行う場合にあつては、利用者は、保養所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
 - 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 別表の備考中第1項を削り、第2項を第1項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県身体障害者保養所東紅苑の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第32号

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例

山形県福祉休養ホーム条例(昭和54年3月県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「休養ホームを使用した者」を「県は、次条の規定により休養ホームの管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行う場合を除き、休養ホームを利用した者(以下「利用者」という。)」に改め、同条第2項中「額を減免する」を「全部又は一部を免除する」に改める。

第3条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「社会福祉法人山形県社会福祉事業団に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、休養ホームの管理を行うものとする。

- (1) 利用時間は、宿泊、休憩及び会議のそれぞれの利用区分ごとに定めること。
- (2) 休養ホームの管理上やむを得ない場合を除き、休館しないこと。
- (3) その他知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて休養ホームの利用時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用時間を公示するものとする。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に休養ホームを休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 休養ホームの施設等の維持管理に関する業務
- (2) 休養ホームの運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、休養ホームの管理に関し知事が必要と認める業務

(利用料金)

第6条 第3条の規定により休養ホームの管理を指定管理者が行う場合にあっては、利用者は、休養ホームの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

別表の備考中第1項を削り、第2項を第1項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県福祉休養ホーム寿海荘の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第33号

山形県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

山形県結核診査協議会条例（昭和26年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

- 第1条 結核予防法（昭和26年法律第96号）第48条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、同表の右欄に掲げる結核の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

保健所	協議会
村山保健所及び置賜保健所	村山・置賜結核診査協議会
最上保健所及び庄内保健所	最上・庄内結核診査協議会

第2条を削る。

第3条中第2項を第3項とし、同条第1項中「委員が」を「委員の任期は2年とする。ただし、委員が」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

協議会は、委員6人で組織する。

第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

第3条 協議会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

第6条第1項中「3名以上」を「の過半数」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第34号

山形県薬事審議会条例の一部を改正する条例

山形県薬事審議会条例（昭和37年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県産業科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第35号

山形県産業科学館条例の一部を改正する条例

山形県産業科学館条例(平成12年10月県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「施設」を「展示コーナー等」に改める。

第3条及び第4条中「施設」を「展示コーナー等」に改める。

第5条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「財団法人山形県企業振興公社に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、産業科学館の管理を行うものとする。

(1) 1日当たりの開館時間は、8時間以上とすること。

(2) 休館日は、年間58日以下とすること。

(3) その他産業科学館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて産業科学館の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて産業科学館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 産業科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 産業科学館の運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業科学館の管理に関し知事が必要と認める業務

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県産業科学館の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第36号

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例

山形県国民宿舎条例(昭和39年10月県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「国民宿舎を使用した者」を「県は、第4条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が国民宿舎の管理を行う場合を除き、国民宿舎を利用した者(以下「利用者」という。)」に改め、同条第2項中「額を減免する」を「全部又は一部を免除する」に改める。

第4条を第9条とし、同条の前に次の4条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、国民宿舎の管理を行うものとする。

- (1) 休館日は設けないこと。
 - (2) その他国民宿舎の管理上知事が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて国民宿舎を臨時に休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国民宿舎の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 国民宿舎の運営に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、国民宿舎の管理に関し知事が必要と認める業務
- （利用料金）

第7条 第4条の規定により指定管理者が国民宿舎の管理を行う場合にあつては、利用者は、国民宿舎の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第8条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で国民宿舎を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第3条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「社団法人山形県観光物産協会に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（使用料の不還付）

第3条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由で国民宿舎を利用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 国民宿舎の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県民の海・プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第37号

山形県民の海・プール条例の一部を改正する条例

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「県は」を「県は、第4条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）がプールの管理を行う場合を除き」に、「使用する者から」を「利用する者（以下「利用者」という。）から別表第1に定める」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条を第9条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、プールの管理を行うものとする。

- (1) 開館時間は、別表第2の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとすること。
- (2) 休館日は、11月1日から翌年の3月31日までの期間において21日以下とすること。
- (3) その他プールの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてプールの開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けてプールを臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) プールの運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プールの管理に関し知事が必要と認める業務
(利用料金)

第7条 第4条の規定により指定管理者がプールの管理を行う場合にあつては、利用者は、プールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由でプールを利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第3条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「社団法人山形県観光物産協会に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(使用料の不還付)

第3条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由でプールを利用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

区分			使用料の額
個人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき 6,000円
		上記以外の場合	1人1回につき 600円
	高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき 4,000円

		上記以外の場合	1人1回につき	400円
	児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,000円
		上記以外の場合	1人1回につき	300円
団 体	一 般		1人1回につき	480円
	高校生		1人1回につき	320円
	児童等		1人1回につき	240円

備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

別表第2

区 分		開 館 時 間
7月20日から8月20日までの期間	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上
	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲内で11時間以上
11月1日から翌年の3月31日までの期間	休日（土曜日である場合を除く。）及び日曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上
	土曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で10時間以上
	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲内で7時間以上
その他の期間	土曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で11時間以上
	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行す

る。

- 2 山形県民の海・プールの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県観光情報センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第38号

山形県観光情報センター条例の一部を改正する条例

山形県観光情報センター条例(平成12年10月県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県観光情報センター」を「山形県観光情報センター(以下「センター」という。)」に改める。

第2条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「山形県観光情報センター」を「センター」に、「社団法人山形県観光物産協会に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に行わせることができる」に改める。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

- (1) 1日当たりの開館時間は、8時間以上とすること。
- (2) 休館日は設けないこと。
- (3) その他センターの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの開館時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けてセンターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県観光情報センターの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第39号

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例

山形県漁港管理条例(昭和44年3月県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「山形県漁業協同組合に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に行わせることができる」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条の2 指定管理者は、知事が必要と認める基準に従い、指定施設に係る管理を行うものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定施設の維持管理に関する業務
 - (2) 第11条第1項の規定による使用の許可に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定施設に係る管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 第16条の規定により指定管理者が管理を行う場合における第11条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県漁港管理条例第10条に規定する指定施設に係る管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第40号

山形県卸売市場条例の一部を改正する条例

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「事項」を「事項（委託手数料に関する事項にあつては、規則で定めるものに限る。）」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事項

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第21条第2項及び第21条の2第2項中「第2条第2項第3号から第6号まで」を「第2条第2項第3号から第7号まで」に改める。

第25条第3項中「第17条及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び第25条第3項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）の開設者は、改正後の山形県卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、平成17年9月30日までに、改正後の条例第21条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。
- 3 既設地方卸売市場の業務規程は、平成17年11月30日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、改正後の条例の規定により定められた業務規程

とみなす。この場合において、当該業務規程と改正後の条例の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、改正後の条例の規定は、適用しない。

山形県牧野条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第41号

山形県牧野条例の一部を改正する条例

山形県牧野条例(昭和50年3月県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「を使用する者」を「の管理を次条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行う場合を除き、県立牧場を利用する者(以下「利用者」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

第3条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「財団法人山形県畜産振興公社に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、知事が必要と認める基準に従い、県立牧場の管理を行うものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 県立牧場の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、県立牧場の管理に関し知事が必要と認める業務

(利用料金)

第6条 第3条の規定により指定管理者が県立牧場の管理を行う場合にあっては、利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で県立牧場を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県立蔵王西部牧場の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県改良普及員資格試験条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第42号

山形県改良普及員資格試験条例等を廃止する条例

山形県改良普及員資格試験条例（昭和28年3月県条例第5号）及び山形県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域に関する条例（昭和33年7月県条例第28号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の山形県改良普及員資格試験条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日前に同条第1項の規定により合格証書を交付された者については、なおその効力を有する。

山形県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第43号

山形県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

山形県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月県条例第13号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の山形県林業改良指導員資格試験条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日前に同条第1項の規定により合格証書を交付された者については、なおその効力を有する。

山形県県民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第44号

山形県県民の森条例の一部を改正する条例

山形県県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「県は」を「県は、次条の規定により県民の森の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合を除き）に、「別表」を「別表第1」に、「を使用する者」を「（以下「別表第1の施設」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）」に改め、同条第2項中「を減免する」を「の全部又は一部を免除する」に改める。

第3条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「財団法人山形県みどり推進機構に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第4条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、県民の森の管理を行うものとする。

(1) 県民の森の施設で別表第2の左欄に掲げるもの（以下「別表第2の施設」という。）の利用日及び利用時間は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとすること。

(2) その他県民の森の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて別表第2の施設の利用日及び利用時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用日及び利用時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に別表第2の施設を利用に供し、又は供しないことができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 県民の森の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、県民の森の管理に関し知事が必要と認める業務
(利用料金)

第6条 第3条の規定により県民の森の管理を指定管理者が行う場合にあつては、利用者は、別表第1の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で別表第1の施設を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

施設名	利用日	利用時間
森林学習展示館 森の工房「む・う・ぶ」 フィールドアスレチック施設	4月29日から11月30日までの 範囲内で、年間185日以上	1日当たり7時間以上
野営場	7月1日から9月30日までの 範囲内で、年間79日以上	

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県県民の森の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県眺海の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第45号

山形県眺海の森条例の一部を改正する条例

山形県眺海の森条例(昭和63年7月県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「社団法人庄内森林保全協会に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる」に改める。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、眺海の森の管理を行うものとする。

(1) 別表の左欄に掲げる施設の利用日及び利用時間は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げると

おりとすること。

(2) その他眺海の森の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて別表の左欄に掲げる施設の利用日及び利用時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用日及び利用時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に別表の左欄に掲げる施設を利用に供し、又は供しないことができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 眺海の森の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、眺海の森の管理に関し知事が必要と認める業務

附則の次に次の別表を加える。

別表

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林学習展示館	4月10日から11月30日までの範囲内で、年間201日以上	1日当たり7時間以上

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県眺海の森の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県源流の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第46号

山形県源流の森条例の一部を改正する条例

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県源流の森」を「山形県源流の森（以下「源流の森」という。）」に改める。

第2条第1項中「山形県源流の森の施設で別表に掲げるものを使用する者」を「次条の規定により源流の森の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合を除き、源流の森の施設で別表第1に掲げるもの（以下「別表第1の施設」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）」に改める。

第3条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「山形県源流の森」を「源流の森」に、「財団法人山形県みどり推進機構に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、源流の森の管理を行うものとする。

(1) 源流の森の施設で別表第2の左欄に掲げるもの（以下「別表第2の施設」という。）の利用日及び利用時間は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとすること。

(2) その他源流の森の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて別表第2の施設

の利用日及び利用時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用日及び利用時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に別表第2の施設を利用に供し、又は供しないことができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 源流の森の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、源流の森の管理に関し知事が必要と認める業務

(利用料金)

第6条 第3条の規定により源流の森の管理を指定管理者が行う場合にあつては、利用者は、別表第1の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で別表第1の施設を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

施設名	利用日	利用時間
源流の森センター 丸太とロープの冒険コース アトリエ 源流の森ロッジ	4月29日から11月30日までの 範囲内で、年間185日以上	1日当たり7時間以上

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県源流の森の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県遊学の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第47号

山形県遊学の森条例の一部を改正する条例

山形県遊学の森条例(平成15年3月県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県遊学の森」を「山形県遊学の森(以下「遊学の森」という。)」に改める。

第2条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「山形県遊学の森」を「遊学の森」に、

「金山町に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる」に改める。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、遊学の森の管理を行うものとする。

- (1) 別表の左欄に掲げる施設の利用日及び利用時間は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとすること。
- (2) その他遊学の森の管理上知事が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、前項第1号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて別表の左欄に掲げる施設の利用日及び利用時間を定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用日及び利用時間を公示するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に別表の左欄に掲げる施設を利用に供し、又は供しないことができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 遊学の森の維持管理に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、遊学の森の管理に関し知事が必要と認める業務
- 附則の次に次の別表を加える。

別表

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林交流館	1月4日から12月28日までの範囲内で、年間306日以上	1日当たり7時間以上

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県遊学の森の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第48号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「管理する」を「設置する」に改める。

第10条第1項中「者」を「者（第15条の規定により都市公園の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合においては、当該都市公園に係る第5条第1項及び第6条第1項の許可を受けた者（以下「指定管理者の許可を受けた者」という。）を除く。）」に改める。

第11条中「を減免する」を「の全部又は一部を免除する」に改める。

第15条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「次の各号に掲げる都市公園の管理を、それぞれ当該各号に定める者に委託する」を「都市公園（県民緑地を除く。第15条の2及び第15条の3において同じ。）の管理を指定管理者に行わせることができる」に改め、同条各号を削る。

第15条の次に次の4条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条の2 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、都市公園の管理を行うものとする。

- (1) 有料公園施設の使用時間は、気象の状況等により有料公園施設の使用に支障があると認められる場合を除き、1日当たり8時間以上とすること。
 - (2) 有料公園施設の休業日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)以外の日において、年間60日以下とすること。ただし、気象の状況等により有料公園施設の使用に支障があると認められる日がある場合は、この限りでない。
 - (3) その他都市公園の管理上知事が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて有料公園施設の使用時間及び休業日を定めるものとする。
 - 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした使用時間及び休業日を公示するものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に有料公園施設を使用させ、又は使用させないことができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 都市公園の施設(法第5条第1項の規定による許可を受けた者が管理する公園施設を除く。)の維持管理に関する業務
 - (2) 第5条第1項の規定による行為の許可に関する業務
 - (3) 第6条第1項の規定による有料公園施設の使用の許可に関する業務
 - (4) 第7条の規定による利用の禁止又は制限に関する業務
 - (5) 第13条の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 第15条の規定により指定管理者が都市公園の管理を行う場合における第5条から第7条まで及び第13条の規定の適用については、第5条、第6条第1項及び第7条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第13条第1項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「若しくは」とあるのは「又は」と、「変更し、又は」とあるのは「変更することができ、知事は、次の各号の一に該当する者に対して、」と、同条第2項中「知事」とあるのは「知事及び指定管理者」と、「場合」とあるのは「場合(指定管理者については第1号又は第2号に該当する場合、知事については第3号に該当する場合に限る。)」と、「し、又は」とあるのは「することができ、知事は、次の各号の一に該当する場合においては、当該者に対し、」とする。

(利用料金)

第15条の4 第15条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては、指定管理者の許可を受けた者は、都市公園の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第10条第2項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条の5 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第13条第2項の規定により許可を取り消されたとき。

(2) 災害その他指定管理者の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により都市公園の使用ができなくなつたとき。

(3) 都市公園の使用開始前7日までに都市公園の使用の取消しを申し出たとき。

別表第1 中山公園の項中「山形県野球場」を「野球場」に改める。

別表第3 第1項の表中

名	称
---	---

 を

施	設
---	---

 に改め、同表

中山公園の項中「山形県野球場」を「野球場」に改め、同別表第2項の表中山公園の項中「山形県野球場」を「野球場」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 都市公園の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第49号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、山形空港にあつては30トン、庄内空港にあつては28トン」を「30トン」に改める。

附則第3項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第50号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表船舶給水施設の項中「718円」を「792円」に、「933円」を「1,008円」に、「684円」を「755円」に、「889円」を「960円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表船舶給水施設の項の規定は、平成17年5月1日以後において承認された船舶給水施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された船舶給水施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第51号**山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例**

山形県ふるさと交流広場条例(平成2年3月県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県ふるさと交流広場」を「山形県ふるさと交流広場(以下「広場」という。)」に改める。

第2条第1項中「山形県ふるさと交流広場」を「広場」に改める。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「その他」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) その他施設の設置の目的に反すると認めるとき。

第4条中「者」を「者(以下「利用者」という。)」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

県は、第7条の規定により広場の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行う場合を除き、利用者から、別表に定める使用料を徴収する。

第5条第2項中「を減免する」を「の全部又は一部を免除する」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「山形県ふるさと交流広場」を「広場」に、「天童市に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、広場の管理を行うものとする。

(1) 広場の利用時間は、午前9時から午後5時までとすること。

(2) 広場の休場日は、次のとおりとすること。

イ 12月1日から翌年の3月31日までの日

ロ 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(3) その他広場の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に広場を開場し、又は休場することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 広場の維持管理に関する業務

(2) 第2条第1項の規定による使用の許可に関する業務

(3) 第4条の規定による許可の取消し、条件の変更及び使用の停止に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第7条の規定により指定管理者が広場の管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により指定管理者が広場の管理を行う場合にあつては、利用者は、施設のうち別表に掲げるものの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、多目的広場にあつては1時間当たり、庭球場にあつては1面1時間当たりそれぞれ710円を上限として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で施設を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県ふるさと交流広場の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第52号

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例

米沢ヘリポート条例（平成3年12月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「米沢市に委託する」を「法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる」に改める。

第17条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条 指定管理者は、知事が必要と認める基準に従い、ヘリポートの管理を行うものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ヘリポートの維持管理に関する業務

(2) 第3条第1項の規定によるヘリポートの施設の使用の届出の受理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、ヘリポートの管理に関し知事が必要と認める業務

2 第16条の規定により指定管理者が管理を行う場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 米沢ヘリポートの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県普通河川取締条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第53号

山形県普通河川取締条例を廃止する条例

山形県普通河川取締条例（昭和26年12月県条例第68号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第54号

山形県建築基準条例の一部を改正する条例

山形県建築基準条例(昭和36年3月県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第45条の3中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改める。

第45条の4の見出しを「(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)」に改め、同条中「2以上」を「1又は2以上」に、「これらの建築物は、同一敷地内にあるもの」を「当該一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第55号**山形県特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例**

山形県特定優良賃貸住宅条例(平成4年3月県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「山形県住宅供給公社に委託する」を「法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる」に改める。

第17条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、知事が必要と認める基準に従い、特定優良賃貸住宅の管理を行うものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定優良賃貸住宅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 入居者の募集の手続に関する業務
- (3) 入居及び退去に係る説明に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定優良賃貸住宅の管理に関し知事が必要と認める業務

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県特定優良賃貸住宅条例第1条第1項に規定する特定優良賃貸住宅の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県すまい情報センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第56号**山形県すまい情報センター条例の一部を改正する条例**

山形県すまい情報センター条例(平成12年10月県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県すまい情報センター」を「山形県すまい情報センター(以下「センター」という。)」に改める。

第2条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「山形県すまい情報センター」を「センター」に、「山形県住宅供給公社に委託する」を「法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる」に改める。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

- (1) 1日当たりの開館時間は、6時間30分以上であること。
- (2) 休館日は、年間58日以下とすること。
- (3) その他センターの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をしたセンターの開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時にセンターを開館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県すまい情報センターの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県高等学校奨学基金条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第57号

山形県高等学校奨学基金条例

（設置）

第1条 山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）に規定する奨学金を貸与する事業（以下「奨学金貸与事業」という。）の円滑な運営を図るため、山形県高等学校奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、奨学金貸与事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第58号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護 教員	寄宿舎 指導員	実習 助手	事務 職員	技術 職員	その他 の職員	計
小学校 中学校	人 6,953	人 457	人	人	人 456	人	人 78	人 7,944
盲学校 聾学校	142	3	41	4	10		27	227
養護学校	433	13	88	13	24		61	632
高等学校	2,149	62	3	200	170	14	188	2,786

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第59号

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項及び第105条第1項」を「第182条第2項及び第190条第1項」に改める。

第20条第1項及び第21条第4項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第26条第1項、第27条第4項及び第30条第1項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第31条第1項及び第32条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第33条中「囲さく」を「囲い」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第60号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部を改正する条例

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「資料館」を「第4条の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が資料館の管理を行う場合を除き、資料館」に改める。

第4条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「高島町に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改める。

第5条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、資料館の管理を行うものとする。

- (1) 1日当たりの開館時間は、午前9時から午後7時までの範囲内で、7時間以上とすること。
- (2) 休館日は、次に掲げる日とすること。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するこどもの日及び文化の日は、休館日としないこと。

イ 月曜日から金曜日までのいずれか特定の曜日

ロ イに掲げる日のほか、日曜日及び土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月28日から翌年の1月4日までの日に当たる日を除く。）以外の日のうち、年間15日以内の日

- (3) その他資料館の管理上教育委員会が必要と認める基準

- 2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて資料館の開館時間及び休館日を定めるものとする。
- 3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて臨時に資料館を開館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 資料館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 資料館の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

（利用料金）

第7条 第4条の規定により資料館の管理を指定管理者が行う場合にあつては、資料館に入館しようとする者は、資料館の入館に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第2条第1項の入館料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

（利用料金の免除）

第8条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

別表を次のように改める。

別表

区 分		入館料の額
個人	大学の学生及びこれに準ずる者	100円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	200円
団体(20人以上のものに限る。)	大学の学生及びこれに準ずる者	1人につき 70円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	1人につき 150円

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第61号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例(昭和32年3月県条例第23号)の一部を次のように改正する。

「539人 「542人

第1条第1項中 557人 を 560人 に改める。

574人」 578人」

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第62号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年12月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第10条第2項第3号及び別表第3」を「別表第3及び別表第3の2」に改める。

第10条第2項第2号中「別表第3に掲げる地域」を「県内全域（別表第3に掲げる地域を除く。）」に改め、同項第3号中「市の区域（商業地域を除く。）、町の区域及び村の区域」を「県内全域（別表第3の2に掲げる地域を除く。）」に改める。

第10条の2第2号、第10条の3第2号及び第10条の4中「別表第3に掲げる地域」を「県内全域（別表第3に掲げる地域を除く。）」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び新庄市の商業地域の区域並びに次に掲げる区域

- (1) 山形市蔵王温泉
- (2) 鶴岡市湯野浜一丁目
- (3) 上山市沢丁、高松及び葉山
- (4) 天童市東本町二丁目及び鎌田一丁目
- (5) 南陽市赤湯
- (6) 最上郡最上町大字富沢
- (7) 西田川郡温海町大字湯温海

備考 この表に掲げる区域は、それぞれ平成17年2月1日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市及び南陽市の商業地域の区域

備考 この表に掲げる区域は、それぞれ平成17年2月1日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第63号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「の管理は株式会社山形県民ゴルフ

場管理公社に、」を「及び」に、「財団法人山形県公営企業振興協会に委託する」を「、法人その他の団体であつて企業管理者が指定するものに行わせることができる」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 県民ゴルフ場及び山形県営駐車場の管理を法人その他の団体であつて企業管理者が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県駐車場料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第64号

山形県駐車場料金条例の一部を改正する条例

山形県駐車場料金条例(平成2年3月県条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県営駐車場管理条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、山形県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年12月県条例第61号。以下「公営企業設置条例」という。)第2条第6項に規定する山形県営駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用車両)

第2条 駐車場を利用することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(積載物又は取付物を含めた車体の長さが5メートル以下であり、かつ、高さが2.1メートル以下であるものに限る。)とする。

第8条を第14条とし、第7条を第13条とし、同条の前に次の5条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、駐車場の管理を行うものとする。

(1) 出入口の閉鎖時間は、午後10時から翌日の午前7時までの範囲内とすること。

(2) その他駐車場の管理上管理者が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号の基準の範囲内で、あらかじめ管理者の承認を受けて駐車場の出入口の閉鎖時間を定めるものとする。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした出入口の閉鎖時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を受けて臨時に駐車場の出入口の閉鎖時間を変更することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設等の維持管理に関する業務

(2) 駐車場の運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し管理者が必要と認める業務

(利用料金)

第10条 公営企業設置条例第2条の2の規定により指定管理者が駐車場の管理を行う場合にあつては、利用者は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第5条第1項の料金の額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

（利用料金の免除）

第11条 指定管理者は、あらかじめ管理者の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第12条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で駐車場を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第6条の見出しを「（料金の不還付）」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（料金の免除）」に改め、同条中「を減免する」を「の全部又は一部を免除する」に改め、同条を第6条とする。

第4条を削る。

第3条の見出しを「（料金の徴収等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

県は、公営企業設置条例第2条の2の規定により法人その他の団体であつて管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が駐車場の管理を行う場合を除き、利用者から別表に定める料金を徴収する。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 県は、駐車場の利用に係る自動車が道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他管理者が定める自動車であるときは、料金を徴収しない。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（駐車拒否）

第3条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒否することができる。

(1) 発火性、引火性等の物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設及び設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3) その他駐車場の管理に支障があると認められるとき。

（禁止行為）

第4条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げる行為

(2) 施設等又は他の自動車をき損し、又は汚損する行為

(3) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為

附則の次に次の別表を加える。

別表

区 分		料 金
一般の利用者		250円に1時間を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）を加算した額
図書館等を利用する者	図書館等又は県が主催する講座及び研修（生	講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時

	涯学習に関するものに限る。）の参加者	間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）
	上記以外の者	図書館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）

備考 この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第2条第6項に規定する山形県営駐車場の管理を法人その他の団体であって企業管理者が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県ゴルフ場料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第65号

山形県ゴルフ場料金条例の一部を改正する条例

山形県ゴルフ場料金条例（平成10年3月県条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県民ゴルフ場管理条例

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号。以下「公営企業設置条例」という。）第2条第4項に規定する県民ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の制限）

第2条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、ゴルフ場の管理上支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

（禁止行為）

第3条 ゴルフ場を利用する者（以下「利用者」という。）は、ゴルフ場において次に掲げる行為をしてはならない。

- ゴルフ場の施設及び設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は汚損する行為
- 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- その他ゴルフ場の管理に支障を及ぼす行為

第7条を第13条とし、第6条を第12条とし、同条の前に次の5条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、ゴルフ場の管理を行うものとする。

- 開場期間は、4月1日から11月30日までの日とすること。
- 1日当たりの開場時間は、9時間以上とすること。

(3) その他ゴルフ場の管理上管理者が必要と認める基準

- 2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ管理者の承認を受けてゴルフ場の開場時間を定めるものとする。
- 3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開場時間を公示するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を受けてゴルフ場を臨時に開場し、又は休場することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) ゴルフ場の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ゴルフ場の管理に関し管理者が必要と認める業務

(利用料金)

第9条 公営企業設置条例第2条の2の規定により指定管理者がゴルフ場の管理を行う場合にあっては、利用者は、ゴルフ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第4条の料金の額の範囲内で、あらかじめ管理者の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、あらかじめ管理者の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由でゴルフ場を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5条の見出しを「（料金の不還付）」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「（料金の免除）」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(料金の徴収)

第4条 県は、公営企業設置条例第2条の2の規定により法人その他の団体であって管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）がゴルフ場の管理を行う場合を除き、利用者から1人18ホールにつき11,800円を超えない範囲で管理者が定める額の料金を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第2条第4項に規定する県民ゴルフ場の管理を法人その他の団体であって企業管理者が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

平成17年 3月22日印刷
平成17年 3月22日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂 部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056